

令和 8 年度第 1 回那須烏山市総合教育会議 要点録

作成者 総合政策課 秘書政策グループ 主事 平山 美蘭

日 付	令和 8 年 6 月 26 日 (金)	時 間	午後 2 時 25 分～午後 4 時 00 分
場 所	南那須庁舎 大会議室		
出 席 者	別添 名簿のとおり		

表題の件について、下記のとおり、会議の要点録を作成したので報告します。

1. 開 会

2. あいさつ 川俣市長

3. 議 事

- (1) 業務量管理・健康確保措置実施計画の報告
・資料に基づき学校教育課鈴木総括が説明

【質疑応答】

坂本委員) 本計画は、今年度から開始したという認識で良いか。また、本計画実施に当たり、中間報告などによる検証はいつ頃を予定しているのか。

鈴木総括) 計画は令和 8 年度から 5 年間の枠組みで毎年 6 月に開催される総合教育会議の中で報告を行い、時間外勤務の実態把握の精度向上を図りつつ、段階的に改善を目指していく方針である。

坂本委員) 資料番号 1-1 3 目標：業務量管理の数値において、中学校教職員の時間外在校等時間の平均が月 45 時間を超える割合が「51.1%」であることを踏まえると、早急に改善が必要ではないか。少なくとも、小学校の数値程度まで削減するなどの検討が必要ではないか。

網野委員) 時間外勤務について、必要があるため対応している職員がほとんどだと思う。担当業務や立場によって状況は異なるが、現場の実情にも目を向けていただきたい。既に対応されている部分もあるかもしれないが、引き続きよろしくお願ひしたいと思う。

橋本委員) 教職員のストレスは業務だけでなく、対人関係など様々な要因があると思われる。教職員が相談しやすく、個々の業務改善につながる体制を構築してほしい。

塩田委員) 中学校の登校時の見守りについては、地域の方々が担っている一方で、下校指導は教職員が対応していると認識している。今年度はその体制に改善が図られているのか。また、下校指導については、外部への委託も検討できるのではないかと。教職員がその時間を授業準備等に充てることができれば、時間外勤務の削減にもつながるのではないかと。併せて、教職員が実際にどの程度の割合で休暇を取得できているのか。休暇を適切に取得し、心身のリフレッシュを図ることは、結果として教育の質の向上にもつながるのではないかと。

市 長) ほかに意見はあるか。無いようであれば、教育委員のご意見を踏まえ、教育長からご意見を願ひする。

教 育 長) 教職調整額の見直しと現状の課題について、昭和 40 年代に制定された教職調整額(当時の基本給の 4%)は、教員が残業代の支給対象外であることを前提に一律支給されてきた。しかし、現在の教員の長時間労働の実態(月 50～60 時間超の残業)と乖離している。残業時間に応じた支給案も検討されたが、実態把握の正確性や制度運用上の課題から現在は、「教職

調整額を10%へ段階的に引き上げる」方向で進められている。調整額の引き上げはあくまで対症療法であり、抜本的な解決には長時間労働そのものの削減が不可欠である。

勤務時間外の職員会議の廃止や研修内容の精選など、校内での業務改善が進められている。教員だけでは抱えきれない業務（休日における部活動指導や教育的活動など）を本来の役割分担に立ち返り、地域社会へ移行・連携する必要がある。「学校だけで解決しない」という共通認識のもと、地域住民・保護者等の協力を得て、地域全体で子どもたちを育てる体制を構築するものが、文部科学省が示す「学校と教師の業務3分類」である。保護者にも協力を得ながら関係機関との横のつながりを大切に、着実な改善を図る施策も考えていきたい。市としても教育現場の現状をしっかりと受け止め、関係機関と連携して取り組んでいく。

市 長) 現在の勤務管理において、公表されている労働時間以上に記録されない業務等も存在しているのではないかと懸念がある。改善できる部分から見直し、5年後より改善できるよう努めていただきたい。

(2) 課題に対する意見交換

①いじめ・不登校等の現状と対策について

- ・資料番号2-1 (非公開) に基づき、学校教育課齋藤課長が説明。

【質疑応答】

坂本委員) 資料番号2-1 3ページ: 3 不登校・いじめ問題への対応 ②いじめの項目に記載がある

とおり、早期発見・早期対応が最も重要である。各学校で実施しているアンケート調査や聞き取りなどの調査方法について、他自治体の優良事例も参考にしながら、より実効性のある方法を確立してほしい。また、いじめへの対応が長期化・複雑化するケースもあることから、必要に応じて専門家や弁護士など外部人材の活用も視野に入れ、学校だけで抱え込まない体制づくりが必要である。

不登校については、小学校から中学校への進学時など、環境が大きく変わる時期に配慮した支援が重要である。子どもの状況に応じて、柔軟に対応できる学校づくりを進めることで、魅力ある学校につながるのではないかと。さらに、子どもたちを一人として取り残さない支援が必要ではないかと。教員一人ひとりの指導力だけでなく、学校全体で共通認識を持って、指導に当たる仕組みを構築することが重要であると考えます。

網野委員) すぐに解決することは難しいかもしれないが、学校は一人ひとりに寄り添った心の指導が必要だと思う。児童に対しても、対人関係の在り方を丁寧に教えていく必要があると思う。

橋本委員) 不登校には様々な要因があるが、スマートフォンやタブレット等の利用時間の増加が睡眠不足など生活習慣の乱れにつながり、体調不良の一因となることも考えられる。保護者の協力を得ながら、生活習慣の改善を図り、不登校の予防に取り組むことも必要ではないかと。

塩田委員) 不登校の予防には、家庭生活の改善に目を向けることも必要ではないかと。また、不登校の児童生徒に対しては、学びPCを効果的に活用し、オンラインによる学習機会を継続的に確保することで、学びの保障につながるのではないかと。

市 長) ほかに意見はあるか。無いようであれば、教育委員のご意見を踏まえ、教育長からご意見をお願いする。

教 育 長) 学校は子どもたちにとって学びの場であるとともに、安心して生活できる場であることが重要である。不登校対策については、校内教育支援センターや相談体制の充実、新たな支援策の導入などを進めているが、最も肝心なのは、不登校を未然に防ぐことである。そのためには、子どもたち一人ひとりに寄り添い、学校へ行きたいと思える環境づくりが必要である。

いじめについては、認知件数が多いことが必ずしも悪いことではない。学校が早期にいじめを認知し、適切に対応している結果でもある。重要なのは、認知した案件を重大な事態へ

発展させないことであり、初期対応を徹底するとともに、組織的な対応を行うことが必要である。各学校ではアンケートや教育相談などを実施し、早期発見・早期対応に努めている。子どもたちが一人で悩みを抱え込まないよう、学校全体で支える体制づくりを進めている。また、いじめを未然に防止するためには、「学校が楽しい」、「授業が分かる」と子どもたちが感じられることが重要であり、そのような学校づくりを目指していきたい。

市長) いじめや不登校を最初に気づくのは保護者ではないかと思う。学校教育課だけでなく、健康福祉課やこども課など関係部署とも連携しながら支援を行っているが、今後も情報共有を図り、子どもたちが安心して学校生活を送れる環境づくりに努めていきたい。

②部活動地域移行の課題について

- ・資料番号 2-2 に基づき、学校教育課齋藤課長が説明。

【質疑応答】

坂本委員) 少子化が進む中、従来どおり学校単位で部活動を維持していくことは難しく、地域クラブ活動への移行は必要な取組であると考ええる。一方で、段階的な地域移行ではなく、できる限り一体的な移行を検討すべきではないか。活動については毎日実施するのではなく、活動日数を工夫するとともに、複数校による合同活動など柔軟な運営方法を検討してほしい。また、生涯学習団体等の協力を得ながら、文化的活動なども取り入れ、子どもたちが幅広い選択肢の中から活動を選べる環境づくりを整えてほしい。さらに、市内で活躍する人材を積極的に活用するとともに、必要に応じて市外の指導者も含めた人材確保に努めていただきたい。場合によっては、指導者への適切な謝金や活動に参加する際の受益者負担についても検討が必要ではないか。すべてをボランティアに依存する体制では継続することが難しいと考える。行政が主体的に関わり、地域任せにしない仕組みづくりが必要である。

網野委員) 子どもたちが何を求めているのかというニーズを把握し、それを踏まえながら学校・地域・行政が連携して地域移行を推進するのが良いと思う。

橋本委員) 坂本委員の意見にもあったように、文化的活動も含め、子どもたちが多様な活動を選択できる環境づくりが必要。地域移行は、教職員の負担軽減につながる一方で、保護者の経済的・時間的負担が増えることが考えられるため、全体のバランスを考慮しながら、進める必要がある。また、経済的な理由などにより、活動参加を諦める子どもが生じないよう、必要な支援を検討してほしい。

塩田委員) 平日は学校、休日は地域という形で指導者が変わると、指導方法や指導力に差が生じ、子どもたちに戸惑いを与える可能性がある。坂本委員の意見同様、地域移行は特定の部活動から段階的に進めるのではなく、一斉に実施する方法を検討してみてはいかがか。また、本市で実施可能な部活動を設定し、その中から子どもたちが希望する活動を選択できる仕組みづくりを構築するのも一案である。

教 育 長) 部活動は、教育課程外の活動ではあるが、子どもたちの自主性や協調性、社会性を育む重要な教育活動として大きな役割を果たしてきた。しかし、教職員の働き方改革や少子化を踏まえると、学校だけで部活動を維持することは難しくなっている。そのため、地域全体で子どもたちを支える体制への転換が必要である。

地域移行を進めるに当たっては、指導者の確保・育成、活動場所の確保、保険や安全管理、活動費や交通費など多くの課題がある。現在は、国や県の支援制度も活用しながら進めているが、今後も関係機関と連携し、子どもたちが安心して活動できる環境整備に努めていきたい。

市長) 地域には、いきいきクラブや生涯学習団体など、様々な活動団体がある。そうした団体へ子どもたちが参加することにより、世代間交流が生まれ、不登校対策や居場所づくりにもつながるのではないか。

坂本委員) 地域には多くの指導者や団体があるものの、学校側に十分情報が共有されていない現状がある。今後は、生涯学習部門とも連携し、人材や活動情報を共有することで、地域の資源を学校教育や地域クラブ活動へ積極的に活用していただきたい。

③学校給食費無償化の取組みについて

- ・資料番号 2-3 に基づき、総合政策課鈴木総括が説明。

【質疑応答】

坂本委員) 第一に、子どもたちにおいしい給食を提供し続けてほしい。また、今後の制度運営を考えた場合、他自治体と同様に一定の保護者負担が生じる可能性もあることから、現状を踏まえ、保護者負担の在り方については十分に検討していただきたい。

網野委員) 給食費無償化の取組について、今後も続くことを期待している。

橋本委員) 給食の量や質を維持した上で、現在の取組を継続していただきたい。

塩田委員) 他の委員の意見同様、給食費無償化については、予算が確保できる限り継続してほしい。一方で、将来的に財源の確保が難しくなった場合の対応策として、おかずは学校で提供し、主食は各家庭から持参する方法も一つの選択肢として検討できるのではないかと。

市長) 保護者負担の軽減は重要であり、できる限り負担が少なくなることが望ましいと考える。一方で、給食は子どもたちの健康や成長を支える大切なものであり、物価高騰によって食材費が上昇する中でも質を維持していくことが重要。給食費の完全無償化を市単独で継続するには多額の財政負担が見込まれる。

共働き世帯の増加など社会状況が変化する中で、給食は保護者の負担軽減にもつながっている。また、子どもたちの中には給食が栄養バランスの取れた食事を摂る貴重な機会となっているケースがある。現状、国・県・市がそれぞれの役割を果たしながら制度を支えている状況であり、今後も国の動向を注視しながら本市として適切に対応していきたい。

教育委員のご意見を踏まえ、教育長からご意見を願います。

教育長) 学校給食費については、全国都市教育長協議会を通じて国へ要望を行っている。一つ目の要望は、給食費無償化に係る国の財政支援について。現在、国が示す基準額では、市町村ごとの実情が十分に反映されていない。自治体ごとに給食センターの規模や提供食数によって一食当たりの調理経費は異なるため、小規模自治体ほど負担が大きくなる実態がある。こうした地域差を踏まえた制度設計となるよう要望を行っている。二つ目の要望は、学校給食費無償化を国の制度として全国一律で実施していただきたいという内容である。自治体ごとの財政力によって保護者負担に差が生じないように、国が責任をもって制度化することを求めている。三つ目の要望は、学校栄養職員の配置拡充について。食物アレルギーへの対応や個別の献立管理、食育の推進など業務は年々増加しているが、限られた人で対応しているのが現状である。子どもたちに安全で安心な給食を提供するためにも、人員配置の充実について国へ要望を行っている。

学校給食は子どもたちの健康を支える重要な教育活動の一つ。今後も国や県への要望を継続するとともに、財政状況も踏まえながら、安全で質の高い学校給食の提供に努めていきたい。

4. その他 特になし

5. 閉 会

-以上-